

【資料3】

第2回懇話会資料

袋井市下水道事業における 下水道使用料の改定について

令和6年7月19日

袋井市 環境水道部 下水道課

目次

- 1 第1回懇話会の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 2 第1回懇話会での質問に対する回答について・・・・P 4
- 3 本日の懇話会における協議内容について・・・・P 8
- 4 令和元年度懇話会における予測と実態について・・・・P 9
- 5 次期改定（令和8年4月）における各種見通しについて・・P16
- 6 使用料単価及び改定率の提案について・・・・P 20
- 7 使用料体系の基本方針について・・・・P 22

1 第1回懇話会の振り返り

(1) 第1回懇話会（5月24日開催）の内容

1 下水道事業の概要

- 下水道の運営形態、費用負担の考え方、袋井市の下水道事業の状況等を説明

2 下水道使用料について

- 現行の袋井市の下水道使用料、近隣市との比較等を説明

3 前回懇話会（令和元年度）の振り返り（提言内容）

- 令和元年度開催の懇話会における使用料改定の考え方を説明

4 袋井市下水道事業の財政状況

- 袋井市下水道事業の予算や決算、経費回収率等の指標の動向について説明

5 経営改善に向けたこれまでの取り組み

- 令和4年度に実施した使用料改定の経緯や現行経営戦略に見込んだ建設投資やその他の取組に関する(民間活力の活用、SDGs等)について説明

6 袋井市下水道事業の経営課題

- これまで提示した内容を踏まえ、袋井市下水道事業の経営課題を提示

課題1 経営の健全化 課題2 汚水整備の推進 課題3 施設の機能維持 課題4 業務執行体制の確保

7 委員からの質問、依頼

質問1：下水道事業の経営状況について、周辺市や全国的な状況が分かる資料を提示してほしい。 ➡ 回答は次ページ以降

質問2：使用料単価150円とした場合と基準外繰入金を抑制した場合の使用料単価を示してほしい。 ➡ 回答は第3回・第4回に提示予定

2 第1回懇話会での質問に対する回答について

質問1：下水道事業の経営状況について、周辺市や全国的な状況が分かる資料を提示してほしい。

(1) 下水道事業の経営状況を示す指標とは

- 下水道事業の経営状況を示す指標として、
「使用料単価」「経費回収率」を使用しました。
この指標は、下水道における汚水処理にかかる費用に対して、下水道使用料の状況や状態を把握するときなどに活用します。

ア 使用料単価

1 m³の水量の使用に対する下水道使用料を表すもの

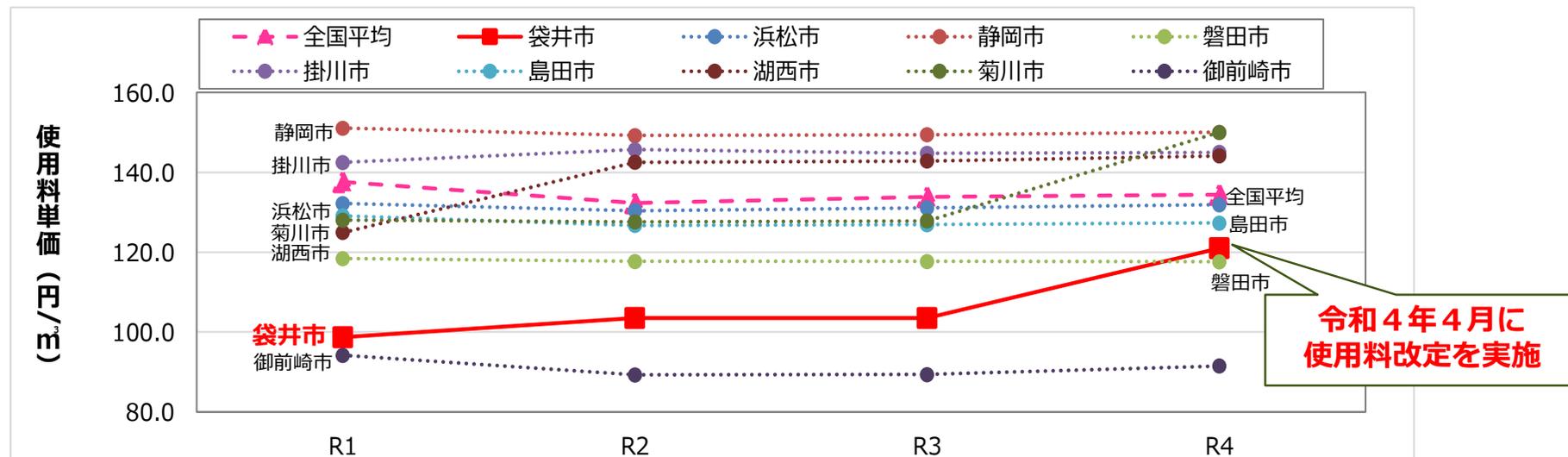
数値が低いほど、1 m³あたりの下水道使用料の負担が低いことを示します。

イ 経費回収率

汚水処理費(使用料で負担すべき維持管理費・資本費)が使用料で賄えている割合を示します。

(2) 使用料単価の動向

- 使用料単価とは、利用者が1m³の水量を使用することに支払う下水道使用料のこと
- 袋井市の使用料単価 令和4年度：121円/m³、令和5年度：124.3円/m³
 周辺市と比較すると低い水準となっていますが、令和4年4月の使用料改定により、**20.8円増加**しています。

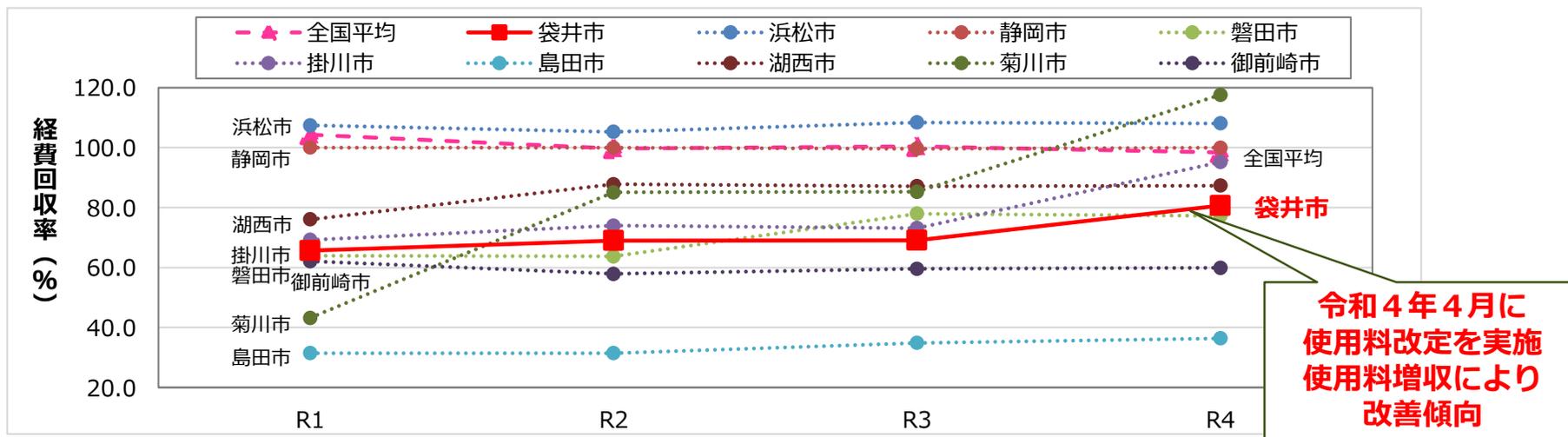


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	単位：円/m ³
全国平均	137.6	132.3	133.8	134.4	
袋井市	98.7	103.5	103.5	121.0	【袋井市】
浜松市	132.2	130.4	131.1	131.9	令和5年度使用料単価
静岡市	151.1	149.2	149.4	150.0	・ ・ 124.3円/m³
磐田市	118.4	117.7	117.7	117.6	使用料改定時
掛川市	142.5	145.7	144.8	145.0	目標使用料単価
島田市	129.1	126.7	126.9	127.3	・ ・ 150円/m³ (R8)
湖西市	124.9	142.5	142.8	144.1	
菊川市	128.0	127.6	127.8	150.0	
御前崎市	94.2	89.3	89.4	91.5	

図 周辺市における使用料単価の推移

(3) 経費回収率の動向

- 経費回収率とは、**汚水処理費（使用料で負担すべき費用）**に対し、**使用料で賄えている割合**を表す指標
- 袋井市の経費回収率 **令和4年度：80.7%、令和5年度：82.9%**
令和4年4月の使用料改定により、**13.9%増加**しています。
周辺市と比較すると中間的な水準です。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国平均	104.3	99.6	100.4	98.3
袋井市	65.6	69.0	69.0	80.7
浜松市	107.4	105.2	108.3	108.0
静岡市	100.0	99.9	99.6	99.9
磐田市	63.9	63.7	77.9	77.3
掛川市	69.2	74.0	73.1	95.1
島田市	31.5	31.4	34.9	36.4
湖西市	76.0	87.7	87.1	87.3
菊川市	43.2	85.1	85.2	79.9
御前崎市	62.1	57.9	59.6	59.9

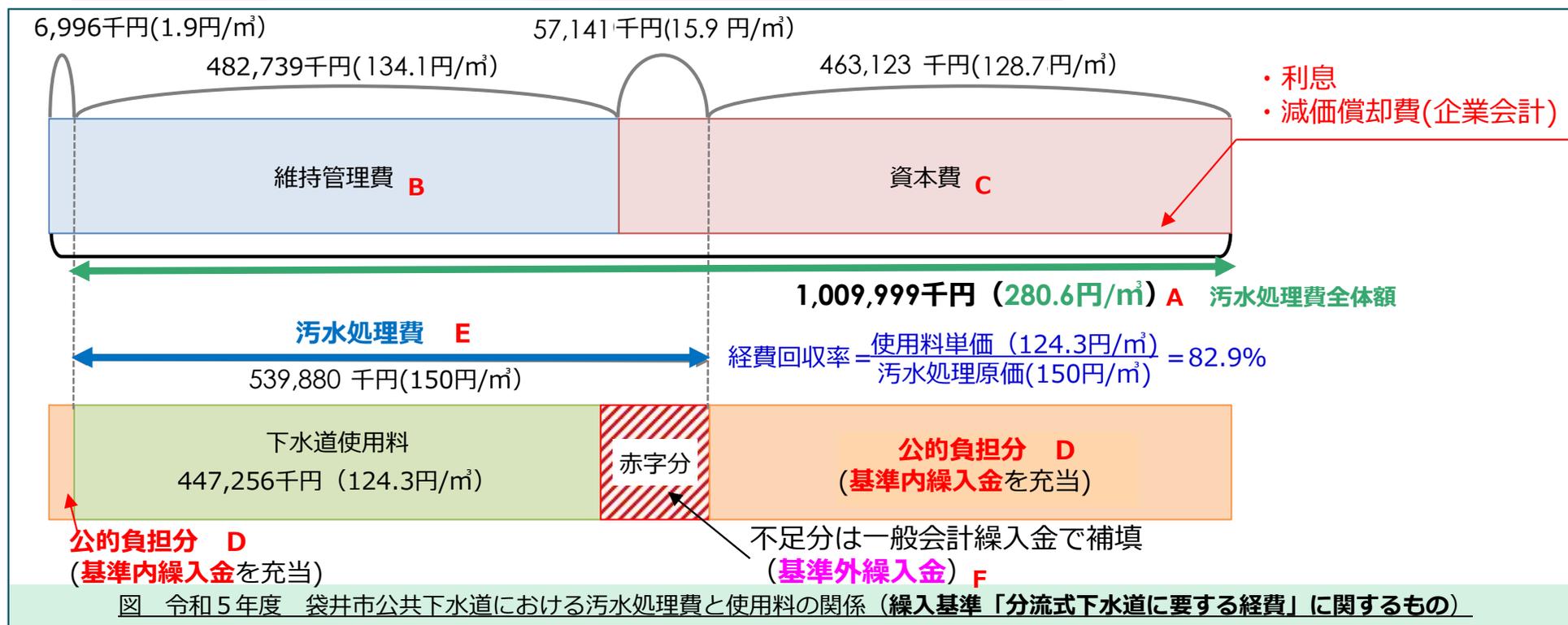
単位：%

【袋井市】
令和5年度
袋井市経費回収率
.....82.9%

図 周辺市における経費回収率の推移

(4) 令和5年度の汚水処理費と使用料の関係 (繰入基準「分流式下水道等に要する経費」に関するもの)

- 汚水処理費全体額 (A) は、維持管理費 (B) と資本費 (C) の合計です。
- 汚水処理費全体額 (A) には、一般会計が負担する経費と 使用料で賄うこととされている経費があり、使用料で賄うこととされている経費のことを汚水処理費 (E) といいます。
- 汚水処理費全体額 (A) のうち、汚水処理費 (E) を除いた額は、一般会計が負担する経費、**公的負担分 (基準内繰入金・D)**となります。
- 汚水処理費 (E) は、使用料単価150円/m³に相当する費用のため、使用料単価が150円/m³未満の場合は、一般会計からの**基準外繰入金 (F)**が発生します。
- 経費回収率は、汚水処理費(E・使用料で賄うこととされている維持管理費・資本費)が、使用料で賄っている割合を示しています。
- 令和5年度の汚水処理費 (E) の汚水処理原価は150円/m³で、実際に汚水処理にかかった費用の総額である汚水処理費全体額 (A) の汚水処理原価は280.6円/m³です。



3 本日の懇話会における協議内容について

本日の協議内容

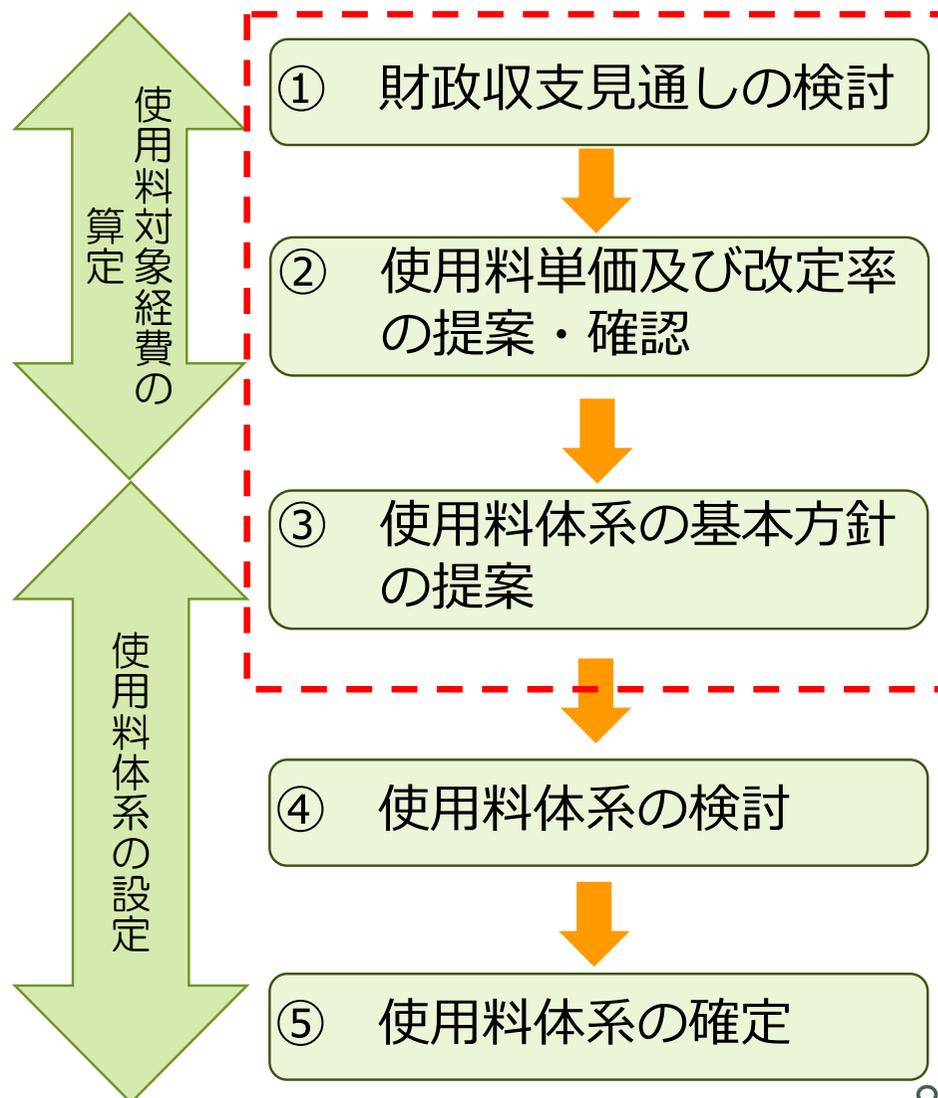
(1) 使用料単価及び改定率について (資料 P 20~)

- 令和元年度懇話会の提言を重視し、提言内容を継承した使用料単価・改定率について協議をお願いします。

(2) 使用料体系の基本方針について (資料 P 23)

- 基本水量や基本料金、従量料金等、使用料体系の検討項目を提示し、次回懇話会への布石とします。

使用料改定の検討手順



4 令和元年度懇話会における予測と実態について

(1) 令和4年4月改定のおさらい

ア 下水道使用料改定の必要性について

- 令和元年度に開催された懇話会においては、使用料改定を行わない場合、下水道事業の運営のために多額の基準外繰入金が発生し、市の大きな財政負担となる見通しが示されました。
- これを踏まえて、基準外繰入金を削減し、下水道事業の経営を健全化することを目的に、下水道使用料の改定を行うものとなりました。

イ 改定率について

- 基準外繰入金のうち、収益的収入分を解消することを、下水道使用料改定の目標としましたが、1回の改定で行う場合、改定率が大きく(44.1%)、下水道利用者の負担軽減を図るため、段階的に使用料改定を行う検討を行いました。

表-1 改定率の検討案(令和元年度懇話会資料より)

改定案	目標達成時期	改定率	収入増見込
改定案①	2021年度 (R3) ※使用料改定1回	2021年度 44.1%	185百万円/年
改定案②	2026年度 (R8) ※使用料改定2回	2021年度 20.1% 2026年度 20.0%	85百万円/年 116百万円/年
改定案③	2031年度 (R13) ※使用料改定3回	2021年度 13.0% 2026年度 13.0% 2031年度 12.9%	53百万円/年 66百万円/年 78百万円/年

- 令和元年度に開催した改定を巡る懇話会では、改定率について審議を行い、令和3年度と令和8年度に20%ずつの改定を行う方針を固め、市長へ答申を行いました。

【前回懇話会での改定率の設定】 令和3年度：+20%
令和8年度：+20%

【選定の理由（委員からの意見）】

- 平均的に使用料を値上げするのがよい。
- 目標の達成を令和13年度まで先送りするのは望ましくない。

ウ 基本料金について

- 基本料金は、固定経費に対する割合の目標を50%とし、急激な負担増を避けるため、旧体系の30%から10%向上させた中間値の40%としました。

【令和元年度懇話会における使用料改定の考え方】

（令和元年度懇話会資料より）

	基本料金の割合	従量料金	改定年度	備考
平成30年度	30%	使用料単価 104.1円	H28.4.1	令和元年10月1日 消費税改定
市提示 (令和元年度)	50%	使用料単価 150円	R3.4.1	国が示す使用料単価 150円
懇話会提言 (令和元年度)	40%	使用料単価 125円	R3.4.1	コロナ感染症による市民生活への配慮により料金改定を令和4年4月1日に延期



	基本料金の割合	従量料金	改定年度	備考
令和5年度（現状）	40%	使用料単価 124.3円	R4.4.1	令和5年度 決算値

工 使用料体系について

- 令和4年4月に実施した下水道使用料改定に関する新旧体系は下表のとおりです。
下水道の使用量は、原則、水道の使用量としており、使用料体系も同一となっています。

(令和元年度懇話会資料より) (現行) (2か月あたり)

項目		改定案	改定前	比較
基本使用料		1,760円	1,320円	+440円
基本水量		16m ³	16m ³	
従量 使用料	1~16m ³	※基本使用料に含む		
	17~50m ³	129円 80銭	113円 30銭	+16円 50銭
	51~100m ³	159円 50銭	138円 60銭	+20円 90銭
	101m ³ ~	174円 90銭	151円 80銭	+23円 10銭

【改定案の概要】

- 改定率20%
- 基本水量の設定、従量使用料の水量区分等は改定前から据え置き
- 固定的経費のうち使用料収入が賄う割合を検討
 - ・ 改定前30%
 - ・ 2回の改定で50%まで向上させることを目標と設定
 - ・ 令和4年度4月改定では、中間である40%とする設定

基本使用料はなぜ必要なのか？

- 下水道事業の運営には、施設の維持管理等に係る一定の経費が、処理水量の多少に関わらず発生します。これらの固定的に発生する経費については、全ての利用者が同額を負担していただく必要があるため、「基本使用料」が設定されています。

(2) 令和4年4月改定での予測と実態に関する分析

ア 処理区域内人口、接続人口、水洗化率

A <処理区域内人口> 整備が完了した区域内の人口

(R3 予測 : 40千人 → R5 予測 : 40千人)

R3 実績 : 42千人 → R5 実績 : 42千人

- 現行経営戦略よりも実績の方が多くなっています。
- 行政人口は現行経営戦略の予測よりも増加しており、その影響によるものと想定されます。

B <接続人口> 下水道に接続している人口

(R3 予測 : 36千人 → R5 予測 : 37千人)

R3 実績 : 38千人 → R5 実績 : 38千人

- 処理区域内人口と同様に、現行経営戦略での予測値よりも実績の方が多くなっています。
- 処理区域内人口の動向が影響していると考えられます。

C <水洗化率> 下水道への接続を行っている人数の割合

$B \text{ 接続人口} / A \text{ 処理区域内人口} \times 100$

(R3 予測 : 91% → R5 予測 : 93%)

R3 実績 : 91% → R5 実績 : 90%

- 水洗化率は、ほぼ横ばいであり、現行経営戦略の予測ほど上昇していません。

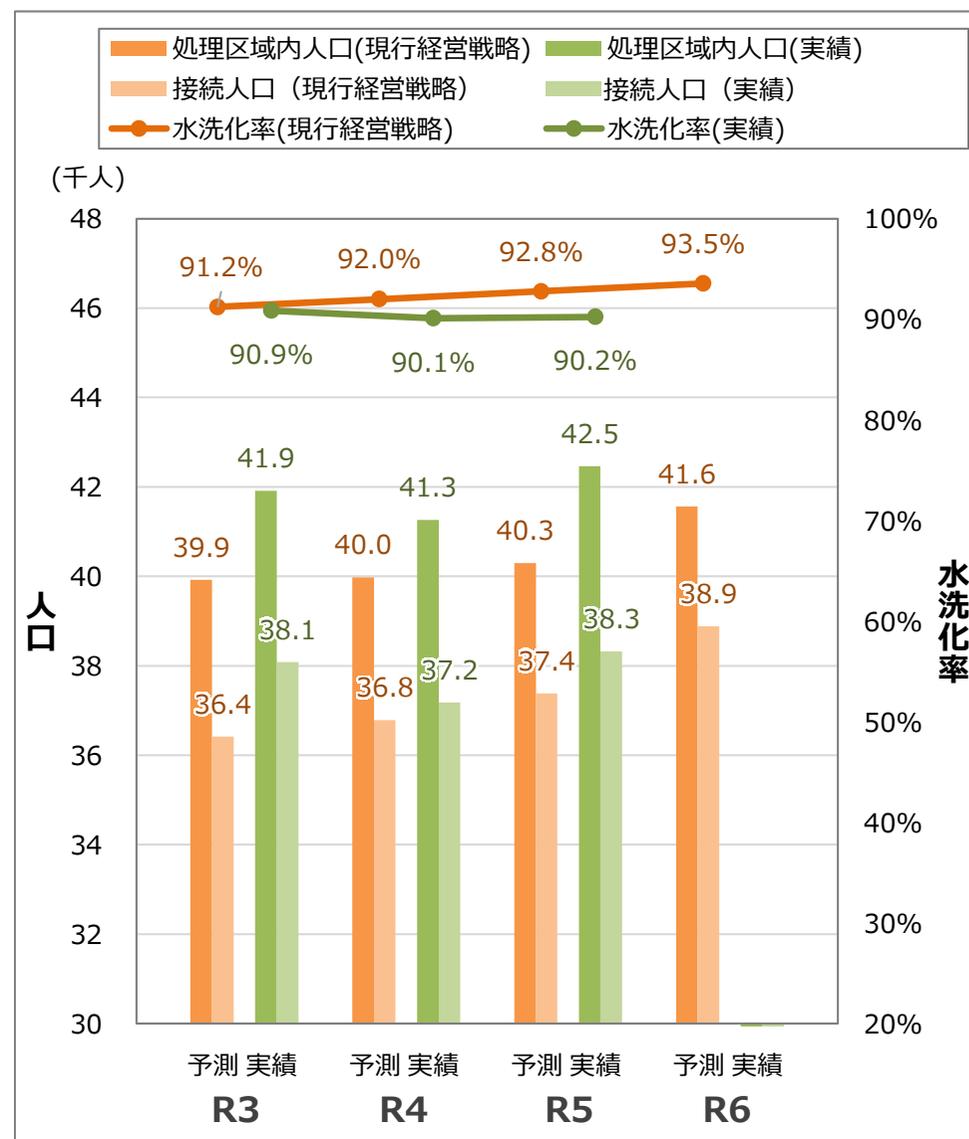


図 人口・水洗化率の動向

イ 有収水量 下水道使用料の対象となる水量

(R3 予測 : 3,395千 m^3 → R5 予測 : 3,449千 m^3)
R3 実績 : 3,573千 m^3 → R5 実績 : 3,620千 m^3

- 現行経営戦略よりも実績の方が多くなっており、接続人口の増加が要因と考えられます。
- 1件当たりの有収水量は減少傾向にあります。

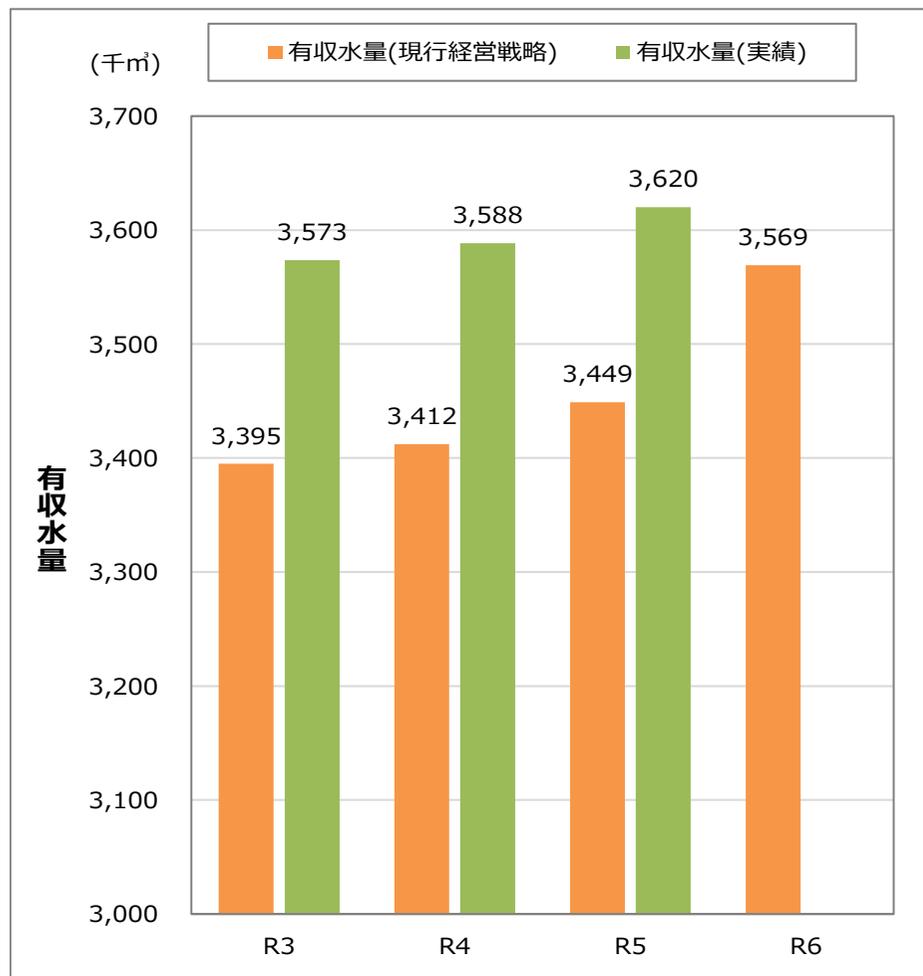


図 有収水量の動向

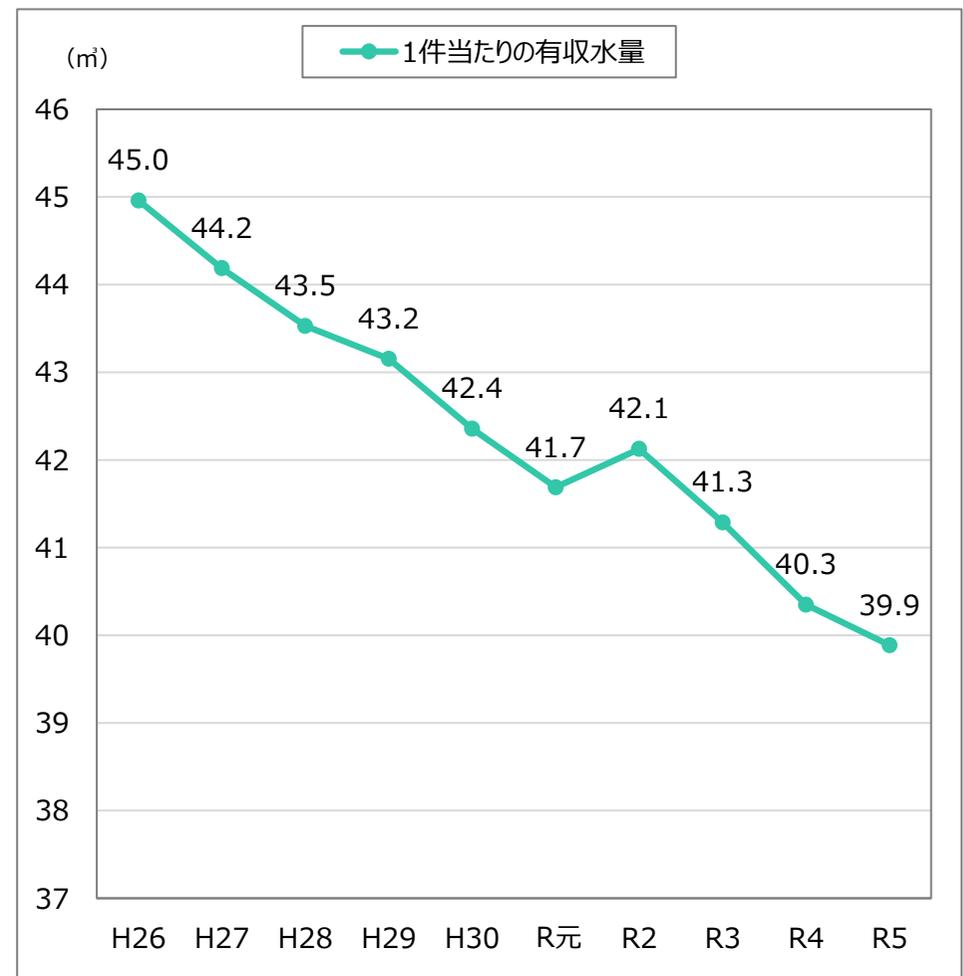


図 1件当たりの有収水量の動向

ウ 使用料収入

(R3 予測 : 374百万円 → R5 予測 : 431百万円)
 R3 実績 : 370百万円 → R5 実績 : 450百万円

- 令和3年度の使用料収入は、現行経営戦略の予測値よりもやや少なくなっています。
- 令和4年度は使用料改定が行われたことが要因で、現行経営戦略での予測値を上回りました。
- 本来であれば令和3年4月に改定予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により改定時期を延期しました。そのため、令和3年度の使用料単価は低くなっています。

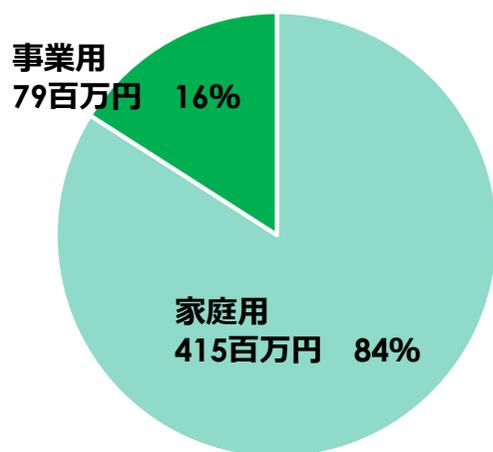


図 用途別下水道使用料 (令和5年度)

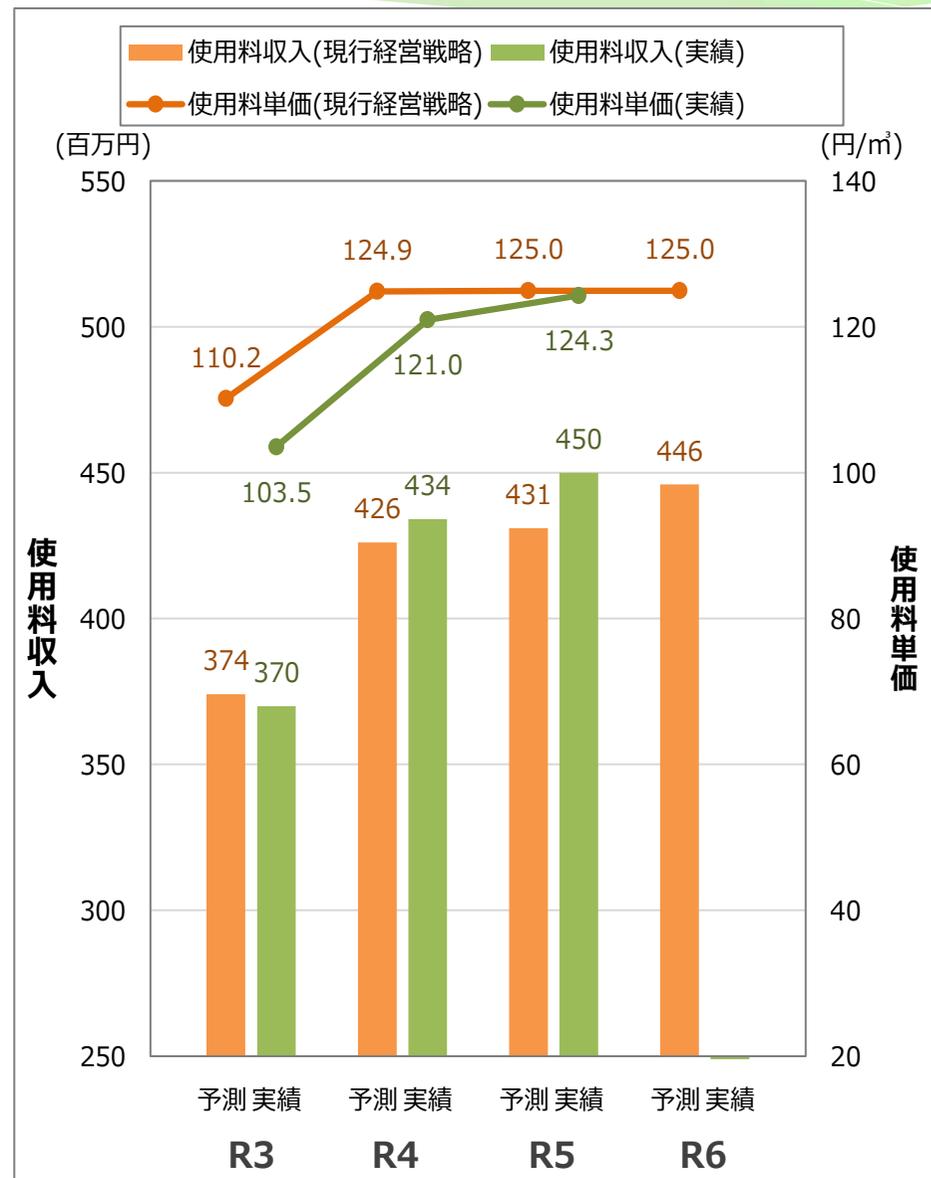


図 使用料の動向

工 下水道使用水量と使用件数の状況について

- 基本水量以内となる2か月当り16m³未満の利用者は約25%です。
- 2か月当り17m³から100m³以下の利用者が全体の約7割を占めています。
- 2か月あたり101m³以上の利用者は3%程度です。
- このことから、使用料体系の設定等に際しては、使用者の負担を十分に配慮する必要があります。

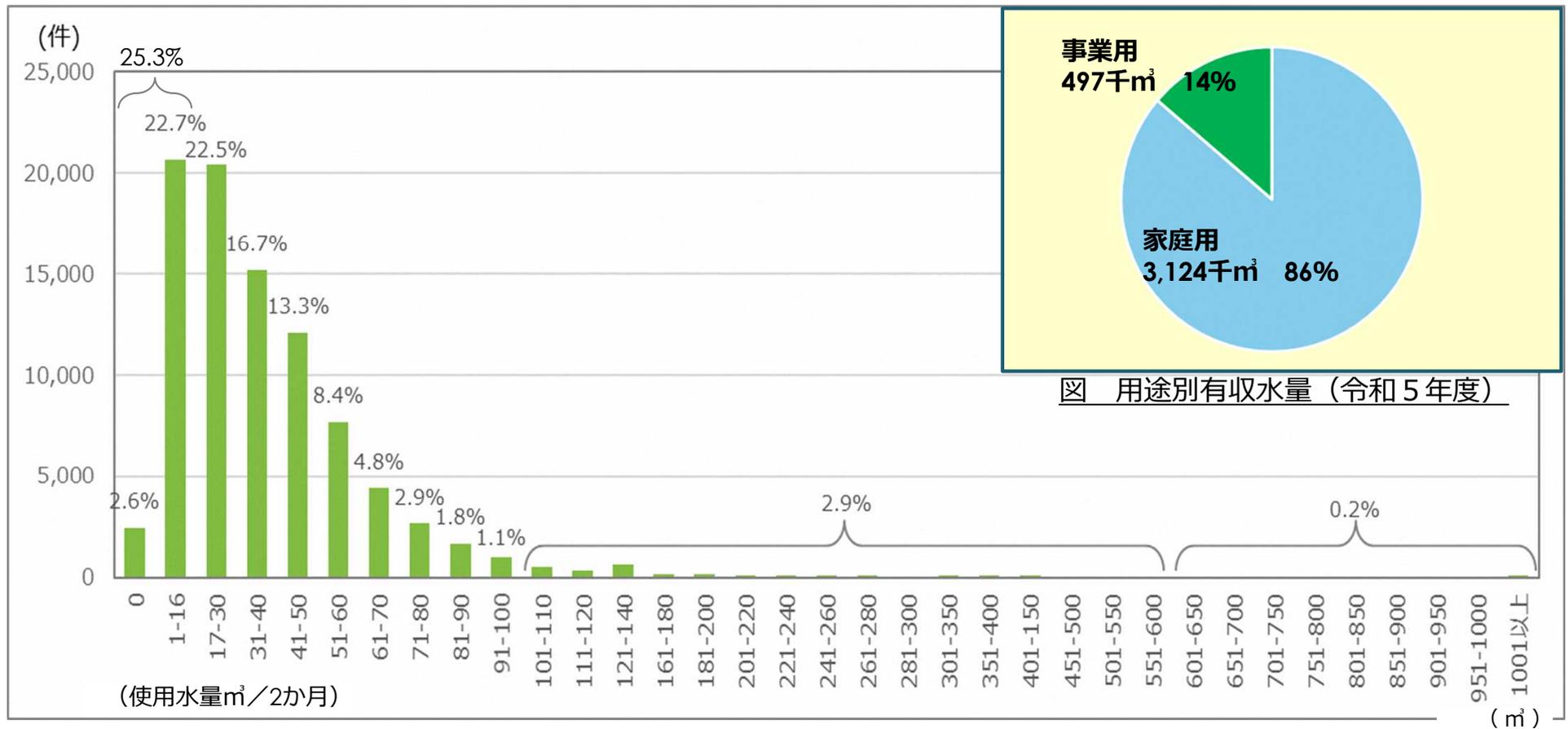


図 水量区分別の件数 (令和5年度)

5 次期改定（令和8年4月）における各種見直しについて

(1) 人口、水量の見直し

- 現行経営戦略に見込んだ推計が、実績と乖離していたため、実績の数値からの推計値に見直しました。

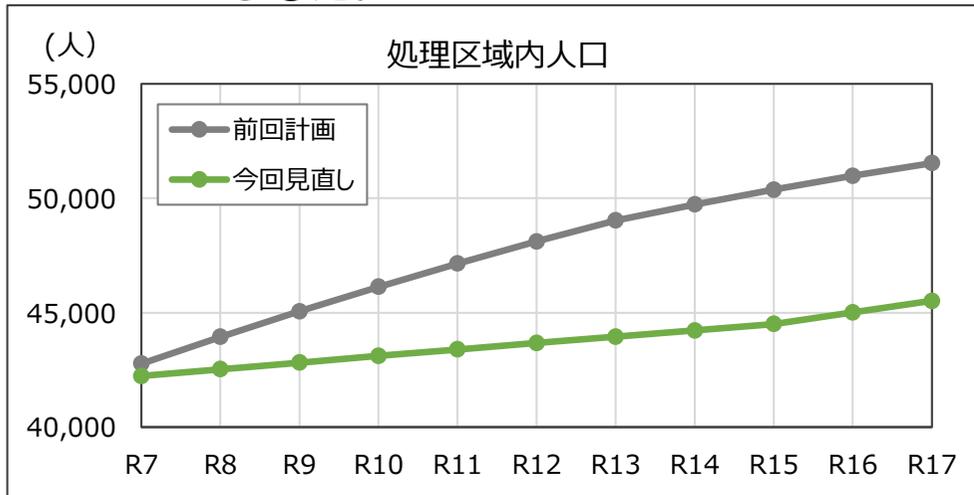


図 処理区域内人口の見直し

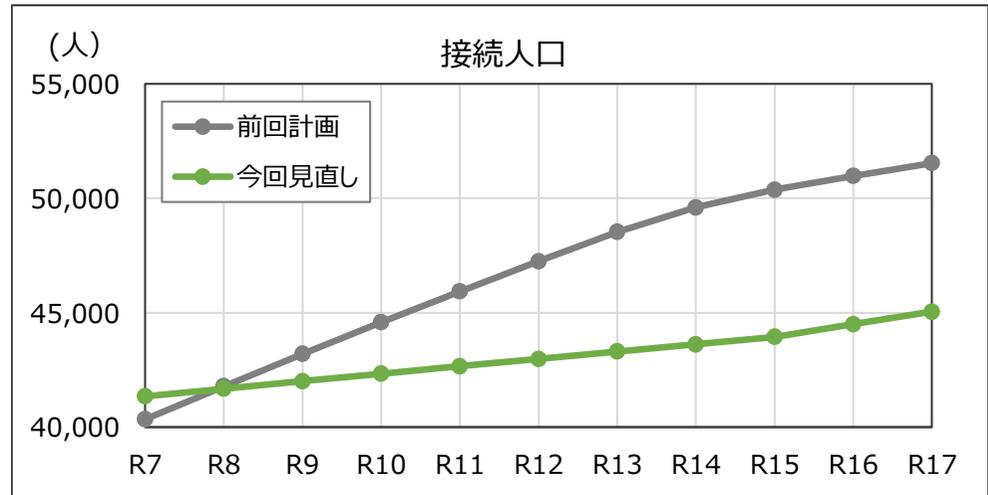


図 接続人口の見直し

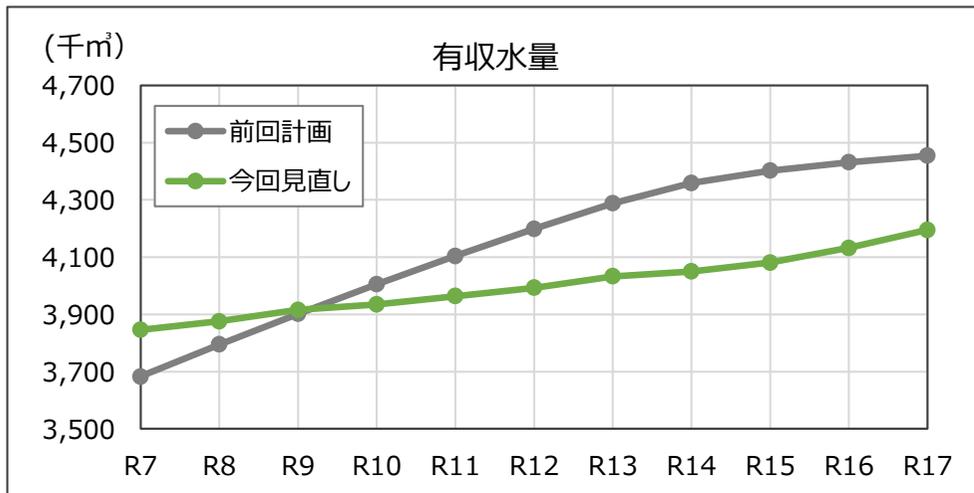


図 有収水量の見直し

【人口・水量の見直し 設定条件】

<処理区域内人口の設定>

- ◆ 「人口密度」に「処理区域面積」を乗じて算定
⇒人口密度は近年の動向を反映

<接続人口の設定>

- ◆ 処理区域内人口に水洗化率を乗じて算定
⇒水洗化率は近年の動向を反映

<有収水量>

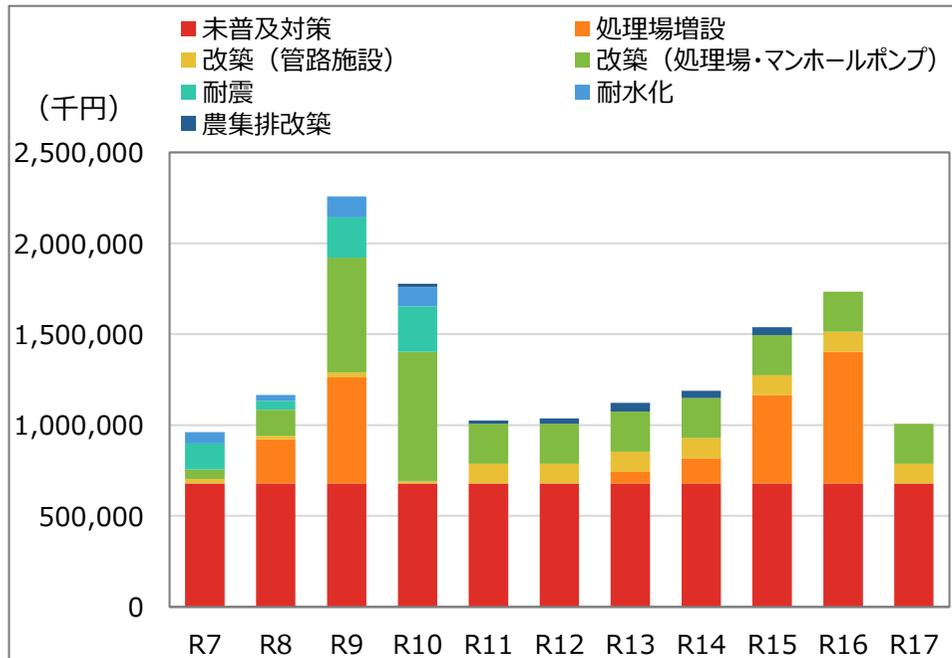
- ◆ 接続人口に1人当たりの有収水量を乗じて算定

(2) 各種費用の見通し

財政検討に見込む建設投資や各種費用としては、以下のものを見込みます。

ア 建設投資

- a 未普及対策(污水管整備による区域拡大)
- b 処理場増設
- c 老朽化対策(管路・処理場・マンホールポンプの改築)
- d 耐震化事業
- e 耐水化事業
- f 農集排改築



建設投資の見通し

建設投資の見通し(R7-R17)

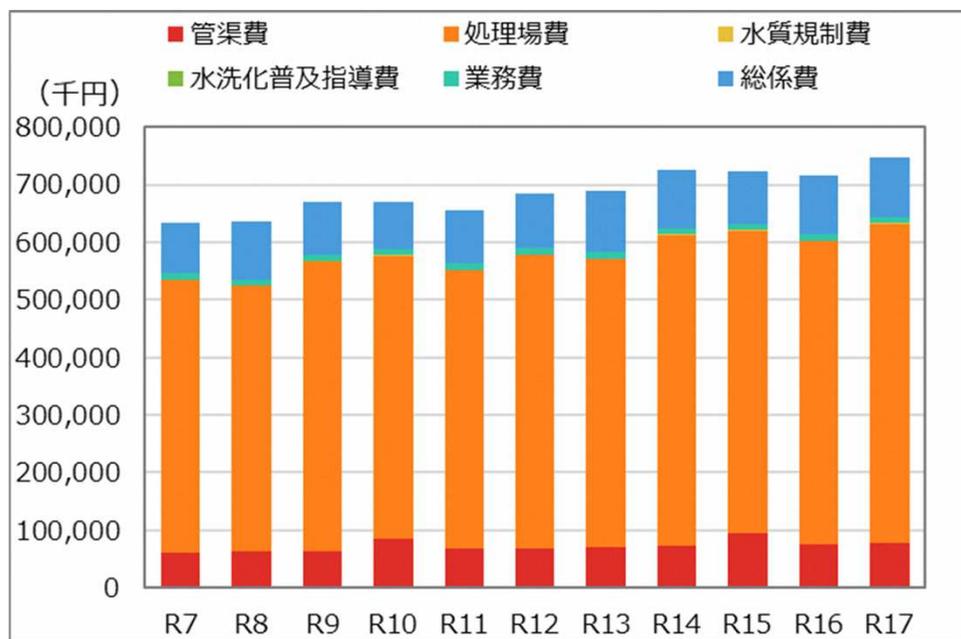
項目	事業費
未普及対策	75億円
処理場増設	22億円
老朽化対策(改築)	39億円
耐震化	7億円
耐水化	3億円
農集排改築	2億円
合計	148億円

イ 維持管理費

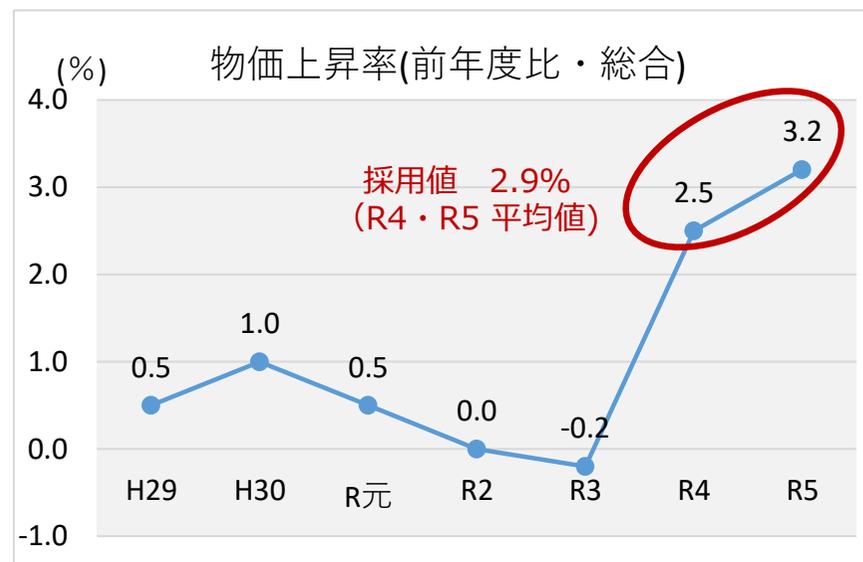
令和6年度予算額に物価上昇等を加味して算定

※ 物価上昇率は令和4年度と令和5年度の平均である**2.9%**を使用。

- 維持管理費は令和17年度には7.5億円と、令和7年度に比べて約18%増加する見込み。
- 未普及区域の拡大による水量増、物価高や人件費増が大きな要因と考えられる。



維持管理費



総務省「2020年基準消費者物価指数」(総合・年平均)

物価上昇率(前年度比)

(3) 財政収支の見通し

【目標：使用料単価 150円/m³】

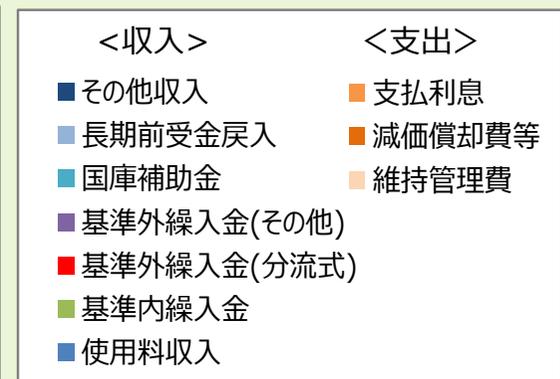
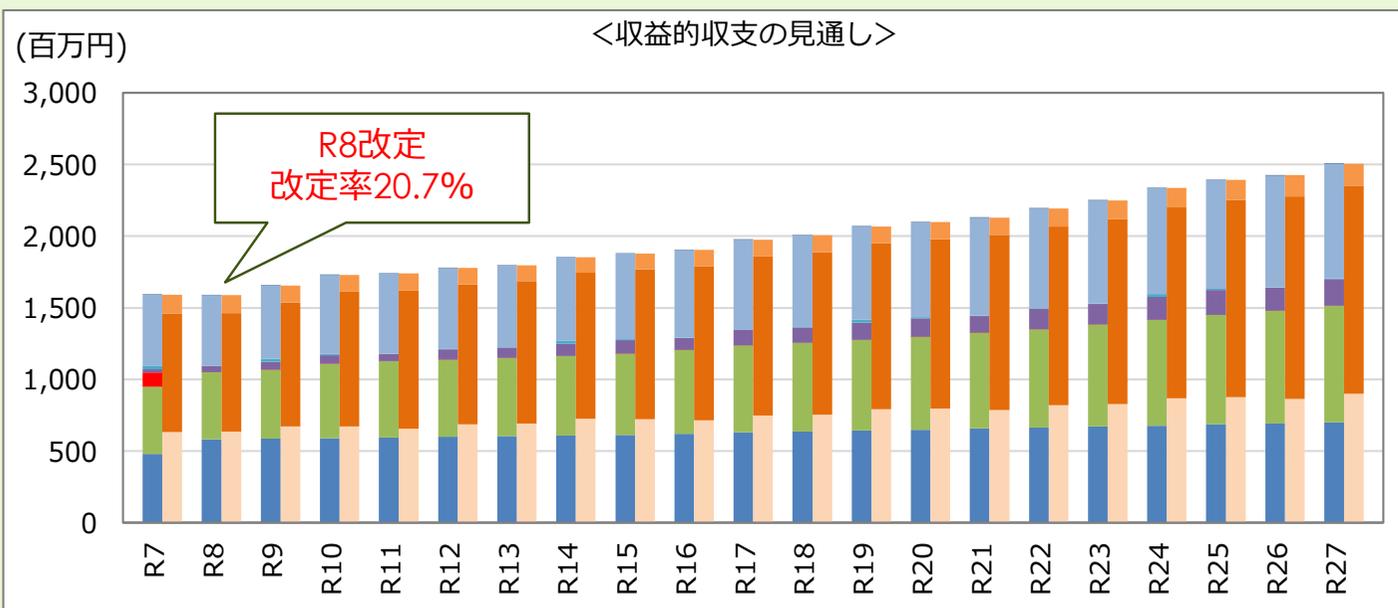
現行：令和5年度使用料単価 124.3円/m³（税抜）

※使用料単価 = 使用料収入 / 有収水量

【基本条件】

- 対象期間 令和7年度～令和27年度
- 対象事業 公共下水道事業、農業集落排水事業
- 改定時期 **令和8年度に使用料を改定する場合**

- 令和8年度に使用料を改定することにより、基準外繰入金は減少するが、維持管理費や企業債償還費等に補填するための、市の財政負担は継続する。



※ 基準外繰入金（その他）は、第1回資料 P23を参照

※ 基準外繰入金（分流式）は、「分流式下水道等に要する経費」に関するもので、**市の使用料単価が国の基準単価150円未満の場合に発生する。**

収支見通し（公共＋農集）

6 使用料単価及び改定率の提案について

これまでの検討を踏まえて、前回（令和元年度）懇話会提言を重視し、下水道使用料単価及び改定率について提案します。

案：前回（令和元年度）懇話会提案より【使用料単価150円】

国の定めている使用料単価150円とする場合

→ **使用料単価 150.0円/m³**

必要な改定率 (R8)約20.7%

経費回収率 100.0%（繰入基準「分流式下水道等に要する経費」に関するもの）

	平成30年度 (2018年)	令和5年度 (2024年)	令和8年度 (2026年度)
市の政策として公費で賄うもの	資本費 ・起債の利子償還 ・減価償却費	一般会計繰入金 (基準内繰入)	一般会計繰入金 (基準内繰入)
	維持管理費 ・水質規制費等	一般会計繰入金 (基準内繰入)	一般会計繰入金 (基準内繰入)
下水道事業において、本来使用料収入で賄うもの。	資本費 ・起債の利子償還 ・減価償却費	一般会計繰入金 (基準外繰入)	下水道使用料 (150.0円/m ³)
	維持管理費	下水道使用料* (104.1円/m ³)	下水道使用料 (124.3円/m ³)
内部留保資金で賄うもの	建設改良費 ・起債の元金償還	一般会計繰入金 (基準外繰入)	一般会計繰入金 (基準外繰入)
	費用	財源	

使用料単価改定による動向

	内容
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の健全化 ・ 国庫補助事業不採択の回避 ・ 経費回収率の向上 ・ 持続可能な事業形態への前進 ・ 市からの基準外繰入金の減 ・ 維持管理費に関する使用者負担の増により、浄化槽の維持費との差が減少
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者の負担増（使用料支払額の増加） ・ 使用料に関する法規・管理システム等の変更

使用料改定によるメリット・デメリット

参考：現状維持

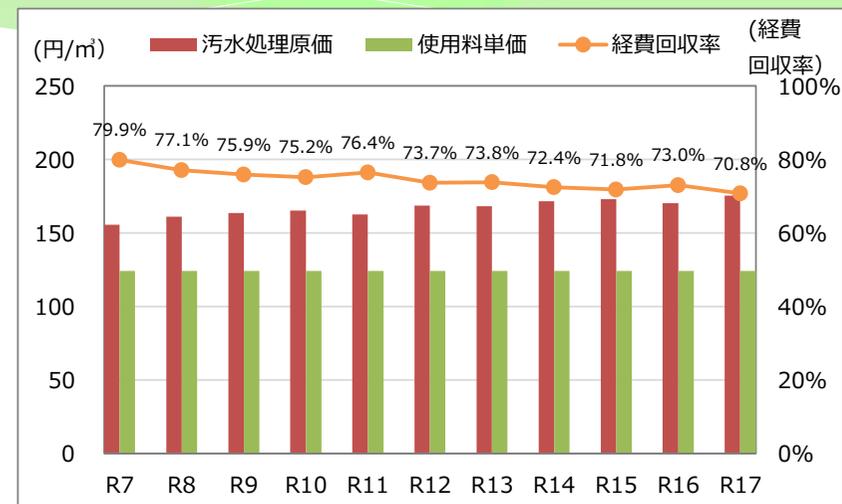
現行の使用料体系とした場合（令和5年度決算時）

→ **使用料単価** **124.3円/m³**

必要な改定率 **-**

経費回収率 **(R8) 77.1%**

（繰入基準「分流式下水道等に要する経費」に関するもの）



現状維持の場合の経費回収率の見通し
(R7-R17 公共+農集)

【参考記載】

■ 繰入基準「分流式下水道等に要する経費」に関するもの以外の基準外繰入金を含めた場合

→ **使用料単価** **161.1円/m³**

必要な改定率 **(R8)約29.6%**

経費回収率 **100%**

【使用料単価 150円/m³に関する国の考え方】

「現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、**まずは使用料単価を150円/m³に引き上げる**こと」
※下水道事業における使用料の適正化（2005年1月・全国財政課長等会議資料）

「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³を前提とする**」

※公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月・総務省通知）

7 使用料体系の基本方針について

(1) 使用料体系の基本方針について

これまでの改定の経緯等を踏まえて、次回改定における使用料体系の検討項目を次のとおり提案します。 ※ 下水道の使用量は、原則、水道の使用量としており、使用料体系も同一となっています。

項目	説明	現在の袋井市の状況	各項目における種別の選択		
基本水量	基本料金に付与される排水量	16m ³ (2か月) 8m ³ (1か月)	現状維持		廃止
基本料金	使用の有無に関わらず支払う料金 ※基本料金を高くすると料金収入が安定するが、少量利用者の負担感が大きくなる。	1,760円(2か月) 880円(1か月)	固定費割合を向上させるための検討		利用者等の負担を考慮した検討
従量料金	基本水量を超えて使用した水量に応じて支払う料金 ※使用水量に対して料金変動するため、公平性が保たれる。	17～50m ³ 129.80円/m ³ 51～100m ³ 159.50円/m ³ 101m ³ 以上 174.90円/m ³	基本料金とのバランスを勘案他設定		単一料金
使用料体系	逦増制（累進制）、単一制 逦減制（逆進制）	逦増制（累進制）	現状維持（逦増制）	単一制	逦減制（逆進制）
累進度	最高区分の従量料金単価 ÷最低区分の従量料金単価	1.3	現状維持（1.3）		単一料金
水量区分数	水量区分の数	3	現状維持（3）		区分無

(2) 下水道使用料体系見直しの方向性に関する通知について

下水道使用料体系見直しの方向性については、国土交通省から通知が発出されています。

【下水道事業における収支構造適切化に向けた取組の推進について】<抜粋>

下水道使用料体系の設定は、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、各地域における排水需要の実態や下水道事業の実情等を十分に勘案して行うこと。

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

なお、基本使用料収入の割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ、激変緩和を講ずるなど、適切に対応すること。

また、小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強いることは、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあるだけでなく、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

さらに、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

※ 「下水道事業における収支構造適切化に向けた取組の推進について」
(令和2年7月21日・国土交通省水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長通知)